

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		と畜場使用料及びとさつ解体料の認可
根拠条例・規則等名		と畜場法
条 項		第 1 2 条 第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所（電話：048-851-4100）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>使用料については、諸経費の原価（原価償却費、水道料、修繕費、人件費、光熱費、消耗品費及びその他の経費）、税金並びに1ヶ月平均（又は年間）推定収入額を勘案し、適正な料金であること。</p> <p>解体料については、と畜業者の諸経費の原価（人件費、消耗品費及びその他の経費）、税金並びに1日平均（又は1ヶ月平均）の推定収入額を勘案し、適正な料金であること。さらに両料金とも、近隣と畜場の料金や地域の実情を考慮した設定であること。</p>
	設定等年月日	平成15年8月29日設定平成28年5月9日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成15年8月29日設定平成28年5月9日最終改正
備 考		